

自転車交通事故時対応マニュアル

交通ルール・マナーを遵守して交通事故に遭わないようにすること。ただし、もし事故の被害者・加害者になってしまった場合には、落ち着いて以下のように対応すること。

I 被害者になってしまったとき

① 自分の怪我について

基本的には病院で診察・治療を受ける。重傷の場合は救急車（119）を呼ぶ。もしくは相手に呼んでもらう。

② 道路上の危険防止

路肩や歩道など安全な場所に移動する。

③ 警察（110）に連絡

保険適用，示談交渉に不可欠です。

④ 保護者・学校（027-324-0074）に連絡相談し，指示を受ける。

⑤ 事故状況の確認

相手の名前，住所，連絡先の確認。事故状況を自分の目で確認しメモを取る。

※損害保険会社への連絡

高校生総合保障制度もしくは、個人で加入している任意保険など、加入している保険会社へ、保護者から連絡を取ってもらう。

II 加害者になってしまったとき

① 怪我人の救護が最優先

相手をいたわり丁寧に対応する。大きな怪我のときは救急車（119）を呼ぶ。

※怪我人がいないとき

自分の責任で相手の車に当たってしまったら、相手車の破損が軽微なときも必ず立ち止まり謝罪して丁寧に対応する（修理費は加入している保険会社に要相談）。

② 道路上の危険防止

路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動する。

③ 被害者と相談の上警察（110）に連絡

保険適用，示談交渉に不可欠です。

④ 保護者・学校（027-324-0074）に連絡相談し，指示を受ける。

⑤ 事故状況の確認

相手の名前，住所，連絡先の確認。事故状況を自分の目で確認しメモを取る。

※損害保険会社への連絡

高校生総合保障制度もしくは、個人で加入している任意保険など、加入している保険会社へ、保護者から連絡を取ってもらう。